

十島村公告第2号

職員の任用に関する規則第3条の規定により、十島村職員に係る採用試験を次により実施します。

令和8年3月9日

十島村長 久保源一郎

令和8年度十島村職員採用試験実施要領

1 職種、採用人員及び勤務地

職種	勤務地	採用人員
(1) 一般職（情報通信）	十島村役場（鹿児島市泉町14-15）	1名
(2) 看護師	村内診療所	若干名
(3) 船員（機関士）	定期船（フェリーとしま2） 鹿児島～十島村～名瀬航路	1名

2 受験資格

心身ともに健康で、かつ勤労意欲をもって業務に従事できる者で、次の(1)～(3)のうち、希望する職種の要件に該当し、(4)の①～④に該当しない者

(1) 一般職（情報通信）

昭和57年4月2日以降に生まれた者のうち、学校教育法に基づく高等学校又は修業年限3年以上の高等課程の専修学校（以下「高等学校」という。）を卒業（短大、大学、大学院を卒業した者を含む。）した者で、かつ、次の①又は②の要件を満たす者であること。

- ① 情報通信技術に関する高等学校以上の学科を専攻し、技術職員としての知識・技能を有する者
- ② 3年以上の情報通信技術に関する実務経験を有し、技術職員としての知識・技能を有する者

(2) 看護師

看護師の資格を有し、実務経験がある者であること。ただし、令和7年度に満60歳を超える者は、会計年度任用職員での雇用となります。

(3) 船員（機関士）

昭和52年4月2日以降に生まれた者のうち、学校教育法に基づく高等学校又は修業年限3年以上の高等課程の専修学校（以下「高等学校」という。）を卒業（短大、大学、大学院を卒業した者を含む。）した者で、かつ、次の①又は②の要件を満たす者であること。

という。)を卒業(短大、大学、大学院を卒業した者を含む。)した者で、かつ、次の①又は②の要件を満たす者であること。

- ① 海技免許(機関)3級以上の資格を有する者
- ② 海技免許(機関)4級の資格を有し、かつ、機関士として5年以上の乗船履歴を有する者

(4) 次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考試験の日時場所

- (1) 書類審査 応募時に提出された書類に基づく審査
- (2) 1次審査
 - ① 日時 令和8年3月30日(月)電子メールで通知予定
 - ② 試験場 WEB試験
- (3) 2次審査
 - ① 日時 1次試験受験後、案内します。
4月中の日程を予定
 - ② 試験場 十島村役場会議室(予定)

4 合格発表

- (1) 書類審査 電子メールでの1次試験を案内をします。
- (2) 1次審査 1次試験集計後、各人に文書又はメールで通知します。
- (3) 2次審査 受験者に文書で通知します。

5 選考方法

- (1) 書類審査 書類審査
- (2) 1次審査 事務職適性検査、パーソナリティ検査、情報分析基礎力検査
※情報分析基礎力検査は一般職のみ。
- (3) 2次審査 口述試験

6 受験手続及び受付期間

書類でのお申込み、又はWEBでのお申込みができます。

(1) 書類での申し込み

- ① 申込書の請求先、提出先及び問合せ先
十島村役場総務課総務係
〒 892-0822 鹿児島市泉町14番15号

TEL (099)222-2101

各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成ください。
(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)

② 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。

◇ 職員採用試験受験申込書

◇ 履歴書・身上書(写真貼付)

※ 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのものとしします。

◇ 面接カード

◇ 成績証明書、又は成績見込み証明書

- ・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。(専門学校など該当しない教育機関があります。必ず確認してください。)
- ・ 保存期間後で証明できない場合、その旨の証明書を添付ください
- ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効

◇ 卒業証明書、又は卒業見込み証明書

- ・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。(要確認)
- ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効

(2) WEBでの申し込み

URL

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/5vgL4yCP>

QRコード (QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です)



(3) 受付期間

① 令和8年3月27日(金)まで

② 本庁での受付時間 午前9時から午後5時(日曜日、土曜日及び祝日を除く。郵便等可。)

※ 郵便等で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず配達されたことが確認できる方法でお送りください。

7 給与等

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

(1) 令和7年度実績(参考)

① 高等学校卒業者基本給 月額202,500円

経験年数により算定（10年経験者で月額260,900円）

- ② 扶養手当 子1人当たり13,000円
- ③ 通勤手当 距離により算定（上限150,000円）
- ④ 住居手当 家賃額により算定（上限28,000円）
- ⑤ その他手当 時間外手当、特殊勤務手当（看護師は看護師手当、船員は乗船手当などの他、荷役作業を伴うため荷役手当等があります。）等
- ⑥ 期末勤勉手当 最高年4.65月分
- ⑦ 退職手当 年数により算定（最高47.7月分（定年35年超勤務））

(2) 待遇

- ① 休暇 土・日祝日、年末年始休暇
- ② 有給休暇 年間20日（初年度月割有り）、他特別休暇あり
- ③ 保険補償等 市町村共済保険、公務員災害補償
- ④ 海技免許取得助成制度 必要な免許・資格の取得については、十島村が定めた規定に基づき、免許取得・講習にかかる費用、交通費等の一部を助成する村の制度があります。

8 採用予定年月日

年度途中の採用を予定します。（早期の着任を優先）

※ 船員は、合格後6月間は試用期間（会計年度任用職員として任用期間）があります。